

一般社団法人 音育舎 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人音育舎（おといくしゃ）と称し、英文では、Otoiku Association と表記する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、音楽を通じて情操教育を普及し、もって豊かな文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 音楽指導者を育成するための音楽教育事業
2. 音楽愛好家に対する音楽事業
3. 就学前の乳幼児、マタニティに対する情操教育事業
4. 恵まれない人達に対する音楽演奏活動及び音楽教育活動
5. 音楽教育に関する研究活動
6. 前各号の事業及び活動に関する広報活動
7. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 設立時正会員及びこの法人の目的に賛同して入会した個人又は法人・団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人・団体
 - (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員のみをもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般社団法人法と略す。）で定める社員とする。

(法人の機関)

第5条の2 この法人に設置する機関は、次のとおりとする。

社員総会、理事、代表理事、理事会、監事を置く。

(入会)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を受けなければならない。

（会費）

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める額を会費として支払わなければならない。

2 名誉会員は、前項の会費を支払うことを要しない。

3 納付済みの会費及びその他拠出金は、会員資格を喪失してもこれを返還しないものとする。

（退会）

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に何時でも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人法第49条第2項第1号に定める社員総会の特別決議により、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（資格の喪失）

第10条 会員は、前第8条、第9条に該当する場合の他、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき

(2) 死亡し、失踪宣告を受け、又は解散したとき

第4章 社員総会

（構成）

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般社団法人法に定める社員総会とする。

（権限）

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準

(3) 事業年度末における貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) 会員の除名

(7) その他法令に規定する事項及びこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が社員総会の日時、場所、目的である事項、その他の事項を決議し、代表理事が招集する。

ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い他の理事が招集する。

2 社員総会を招集するときは、開催日の1週間前までに、社員総会の日時、場所、目的である事項、その他の事項を正会員に通知しなければならない。

3 この法人は理事会設置法人なので、社員総会の招集通知は、書面で行う。

また、正会員の承諾を得て、電磁的方法によって招集通知を発することもできるが、この電磁的方法による招集通知は、書面による招集通知を発したものとみなされる。

4 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

5 社員総会は、正会員の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い他の理事が議長となる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第17条 正会員が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とする。

2 法人・団体の正会員は、その代理人として、その権利を行使する者、すなわち、登記されている代表者以外の者、あるいは規約で決められた代表者以外の者で、当該法人・団体の役員あるいは職員である者1名（以下「会員職務代理人」という。）を定め、議決権の行使を委任することができる。

3 前第1項の代理人第2項の会員職務代理人は、代理権を証する書面を社員総会毎に議長に提出しなければならない。

4 前第1項の代理人第2項の会員職務代理人が社員総会に出席したときは、その正会員は出席したものとみなす。

(決議)

第18条 社員総会の普通決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員（代理人も含む）の議決権の過半数の賛成をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項に関する特別決議は一般社団法人法第49条第2項により、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の賛成をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 監事の解任

(3) 解散

(4) 会員の除名

(5) その他法令で定められた事項

(社員総会を開催しないで行うみなし決議)

第19条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、一般社団法人法第58条の定めに基づき、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第20条 理事が、正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、一般社団法人法第59条の定めに基づき、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上 2名以内

2 前項の理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事、監事は、社員総会の決議によって各々選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を執行する。

2 この法人の業務は、理事会の決議をもって決定する。

3 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べるができる。

（任期）

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、他の理事の任期が満了する時までとする。

5 増員により選任された監事の任期は、第2項の規定どおりとする。

6 辞任又は任期満了により退任した理事又は監事は、理事もしくは監事の数が前第22条で定めた員数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、新たに選任された理事又は監事が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（報酬等）

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

（競業及び利益相反取引）

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、一般社団法人法第84条、第92条の定めに基づき、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) 理事とその理事以外の者との間での取引によって生じた当該理事の債務を、この法人が、その理事以外の者との間での取引によって、保証し又は債務引き受けをするなどのように、この法人と当該理事との利益が相反するいわゆる間接取引

(解任)

第29条 理事は、社員総会の普通決議によって解任することができる。

監事は、一般社団法人法第49条第2項第2号の定めに基づき、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の特別議決に基づいて、解任することができる。

(理事又は監事の責任の免除)

第30条 この法人は、理事（理事であったものを含む。）又は監事（監事であったものを含む。）の任務懈怠によって生じた一般社団法人法第111条の損害賠償責任については、次に定める方法により理事又は監事の責任を免除することができる。

- (1) 総正会員の同意によって、一般社団法人法第112条の定めるところにより、その責任を、全部免除することができる。
- (2) 社員総会の特別決議によって、一般社団法人法第113条の定めるところにより、その責任を、法令で定める最低責任限度額とする一部免除をすることができる。
- (3) 理事会の決議によって、一般社団法人法第114条第1項の定めるところにより、その責任を、法令で定める最低責任限度額とする一部免除をすることができる。

(業務執行を担当しない理事又は監事との責任限定契約)

第31条 この法人は、理事会の決議によって、業務執行を担当していない理事又は監事の任務懈怠によって生じた一般社団法人法第111条第1項の損害賠償責任については、業務執行を担当していない理事又は監事との間で、一般社団法人法第115条の定めるところにより、その責任の限度額を、法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結することができる。

第6章 理事会

(理事会の設置構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集を決定し招集通知を発する。

ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い他の理事が招集する。

2 理事会を招集する場合は、会議の日時及び場所並びに目的である事項を、開催日の3日前ま

で各理事及び監事に対して通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序に従い他の理事が議長となる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって行う。

(理事会を開催しないで行うみなし決議)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、一般社団法人法第96条の定めに基づき、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、一般社団法人法第98条の定めに基づき、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項に規定する報告の省略は、一般社団法人法第98条第2項の定めるところにより、定款第24条第4項に定めてある代表理事及び業務執行理事が行う自己の職務執行状況報告には適用がない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、一般社団法人法第95条第3項の定めに基づき、前項の議事録に署名または記名押印する。

第7章 基金

(基金)

第40条 この法人は、第3条の目的及び第4条の事業を遂行するための経費に充てるため、基金を引き受ける者を募集することができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまでは返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般社団法人法第236条の規定に従い、清算法人が負担するその余の債務の弁済がされた後でなければ、することができない。

4 基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項は、清算人において別に定めるものとする。

第8章 会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 この法人は、剰余金を分配することができない。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の書類については、定時社員総会に提出して、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号、第3号の書類については承認を受けなければならない。

(会計書類等の備置)

第44条 前条の規定により報告され、又は承認を受けた書類は5年間、定款及び社員名簿はこの法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、当該法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第46条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

（解散）

第47条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、一般社団法人法第239条に規定に従い、清算法人の社員総会の決議によって定める。

第11章 事務局

（事務局の設置）

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事会の承認を経て、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

附 則

（最初の事業年度）

第50条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和8年12月31日までとする。

（法令の準拠）

第51条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人法その他の法令に従う。

— —

（設立時社員に関する記載）

個人情報保護のため、設立時社員の氏名は公開版では掲載を省略しています。